

締約国に関する情報 LR	リベリア 一般情報	附属書 B 1 LR
国内官庁の名称	Liberia Intellectual Property Office (LIPO) (リベリア知的所有権庁 (LIPO))	
所在地及び郵便のあて名	Old Labor Ministry Building, U.N.Drive, Monrovia, Liberia	
電話番号	(231) 775 53 35 95	
ファクシミリ装置	(231) 770 32 90 24	
電子メール	liberiaindustrialproperty@gmail.com	
インターネット	—	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正を含む差替用紙である場合は、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出の義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はEMSの配達サービスを条件とする。	
リベリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、リベリア知的所有権庁 (LIPO)、 ARIPO事務局又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
リベリアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：リベリア知的所有権庁 (LIPO) (国内段階参照) ARIPO保護：ARIPO事務局 (国内段階参照)	
リベリアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許、実用新案 ARIPO：特許、実用新案 (実用新案はARIPO特許に代えて又は追加して求めることができる)	
国際型調査に関するリベリアの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

L R	リベリア (続き)	L R
リベリアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
リベリアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的所有権機関 (AP) を参照		